

令和5年

第2回市議会定例会 議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用  
職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用職員の給  
与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定め  
る。

令和5年6月28日提出

函館市長 大 泉 潤

一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用  
職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15  
号)の一部を次のように改正する。

第2条中「, 新型コロナウイルス感染症対策作業手当(第15条第  
1項の規定により特殊勤務手当として支給される新型コロナウイルス  
感染症対策作業手当をいう。第20条第3項および第24条第2項に  
おいて同じ。)」を削る。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項各号列記以外の部分, 第18条および第19条中「  
および第3項」を削る。

第20条第3項を削る。

第24条第2項中「新型コロナウイルス感染症対策作業手当, 」を  
削る。

(函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部

改正)

第2条 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「，新型コロナウイルス感染症対策作業手当（第6条第1項において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される新型コロナウイルス感染症対策作業手当をいう。第6条第3項および第9条第2項において同じ。）」を削る。

第5条中「給与条例第5条」を「一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第5条」に，「給与条例第6条第4項」を「同条第4項」に改める。

第6条第1項中「，第15条」を削り，同条第3項中「新型コロナウイルス感染症対策作業手当，」を削る。

第7条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

第9条中第2項を削り，第3項を第2項とする。

第11条第1項中「（次条に規定する報酬を除く。次項から第4項までにおいて同じ。）」を削る。

第11条の2を削る。

第12条第1項各号列記以外の部分，第13条および第14条中「および第2項」を削る。

第15条第1項中「第11条の2」を「第12条」に改める。

第17条第1項中「第19条第3項第1号」を「第19条第2項第1号」に改め，同条第2項中「第19条第3項第2号」を「第19条第2項第2号」に改め，同条第3項中「第19条第3項第3号」を「第19条第2項第3号」に改める。

第19条中第2項を削り，第3項を第2項とする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一

部を次のように改正する。

第19条中「第19条第3項」を「第19条第2項」に改める。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策作業手当等を廃止するため